

物件情報登録申込書

桐生市長 あて

所有者名称
所在地
代表者
TEL

印

次の物件情報の登録を申し込みます。

所在地	群馬県桐生市 ※別紙図面参照	
土地	地目	
	面積	m ²
	現況	<input type="checkbox"/> 更地 <input type="checkbox"/> 建物有 ()
建物 (欄不足は別紙)	種類	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他 ()
	構造	造 階建 (昭和・平成 年築)
	面積	建床 m ²
		延床 m ²
	付帯設備	
現況	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用中 ()	
売却・賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 (両方にレを入れて頂いても結構です)	
取引価格	<input type="checkbox"/> 売却 円 (円/m ² ・坪)	
	<input type="checkbox"/> 賃借 円/年 (m ² あたり 円/年)	
水・ガス	<input type="checkbox"/> 上水 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 都市ガス	
電力供給	<input type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 特別高圧 ()	
通信	<input type="checkbox"/> 光回線 () <input type="checkbox"/> ADSL ()	
用途地域	<input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> その他 ()	
その他特記事項 (制限・条件等)		
取引形態	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 仲介	
連絡先	所在地	〒 -
	名称等	
	電話等	TEL FAX

宅地建物取引業者の 仲介について	<input type="checkbox"/> 希望する（ホームページへの記載： <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない） <input type="checkbox"/> 希望しない ※情報提供者が宅地建物取引業者以外の場合のみ記入 ※宅地建物取引業者の仲介を受けない場合、ホームページには掲載されません。
---------------------	---

【添付書類】

- 登記事項証明書の写し（コピーで可）などの所有者を確認できるもの。
- 運転免許証等本人確認ができる書類の写し。
- 案内図（道路地図など）、位置図（住宅地図など）により、位置の特定ができるもの。
- 物件の写真など対象物件の状況がわかるもの。

●告知事項（該当する□にレを記入）

- 1 当該工場等は、建築基準法、都市計画法、消防法、公害防止条例等の法令に抵触していません。
はい いいえ
 - 2 当該工場等の情報の提供については、取引のある宅地建物取引業者の了解を得ています。
はい いいえ 取引はありません
- はいにレを記入された方は、宅地建物取引業者の名称等をご記入ください。

●注意事項

- 1 この制度は、単に情報提供するのみであり、宅地若しくは建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為ではありません。
- 2 情報を登録する場合は、必ず所有者の方が申し込みしてください。
- 3 物件の取引等を既に宅地建物取引業者に仲介依頼している所有者等は、予め必ず当該業者の了解を得てから登録してください。
- 4 次の要件に該当しない物件は、掲載されません。
 - ・ 桐生市内に所在し、土地面積が1,000平方メートル以上、又は空き工場・倉庫で概ね300㎡（約90坪）以上のもの。
 - ・ 農地が含まれないこと。
 - ・ 住宅・商業系の用途でないこと。
 - ・ 所有者等の同意を得ていること。
 - ・ 土地と建物が別々の所有でないこと。
 - ・ 都市計画法や建築基準法等の各種法令に抵触していないこと。
 - ・ 宅地建物取引業者の仲介を望まない場合。
- 5 宅地建物取引業者の仲介を受けない場合、HPには公開しませんが、企業等から照会があった場合は、その都度、連絡先を照会企業に伝えます。
- 6 宅地建物取引業者以外の方が売主の場合は、宅地建物取引業者を仲介させて下さい。
- 7 登録いただいた情報内容に変更があった場合は、再度登録して下さい。
また、売買契約成立等により登録抹消の必要がある場合は、速やかに連絡してください。